

振込規定新旧対照表

J Aバンク鳥取

(改 正 後)	(改 正 前)
1 __適用範囲 (省略) 2 __振込の依頼 (1) (省略) (2) ①～⑤ (省略) ⑥ 文書扱いは振込機では取扱いません。 (3)、(4) (省略) 3 __振込契約の成立 (省略) 4 __振込通知の発信 (1) (省略) (2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、指定された日に振込通知を発信します。 ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。 5 __証券類による振込 (省略) 6 __取引内容の照会等 (省略) 7 __依頼内容の変更 (省略) 8 __組戻し (省略) 9 __振込代り金の返却 (省略) 10 __通知・照会の連絡先 (省略) 11 __手数料 (1) (省略) (2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の(削除)手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。また、依頼どおりの処理ができなかったときも、組戻手数料は返却しません。 (3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、前項の組戻手数料は返却しません。 (4) (削除)振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却しません。	1. __ (適用範囲) (省略) 2. __ (振込の依頼) (1) (省略) (2) ①～⑤ (省略) ⑥ 追加 (3)、(4) (省略) 3. __ (振込契約の成立) (省略) 4. __ (振込通知の発信) (1) (省略) (2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に (追加) 振込機による (追加) 振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の翌営業日に、また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以降〇営業日以内に振込通知を発信します。 5. __ (証券類による振込) (省略) 6. __ (取引内容の照会等) (省略) 7. __ (依頼内容の変更) (省略) 8. __ (組戻し) (省略) 9. __ (振込代り金の返却) (省略) 10. __ (通知・照会の連絡先) (省略) 11. __ (手数料) (1) (省略) (2) (追加) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、(追加) 組戻手数料は返却します。 (3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、(追加) 組戻手数料は返却します。 (4) 貯金口座から振替えた振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却いたしません。

(改 正 後)	(改 正 前)
(5)、(6) (省略) 12__災害等による免責 (省略) 13__譲渡、質入れの禁止 (省略) 14__貯金規定等の適用 (省略) 15__規定の変更等 (省略) 以上 (令和7年10月1日現在)	(5)、(6) (省略) 12.__(災害等による免責)__ (省略) 13.__(譲渡、質入れの禁止)__ (省略) 14.__(貯金規定等の適用)__ (省略) 15.__(規定の変更等)__ (省略) 以上 (〇年〇月〇日現在)